

# 令和 8 年度総務省調達改善計画

令和 8 年 4 月 7 日  
総 務 省

## I 目的

本計画は、「調達改善の取組の推進について」（令和 8 年 1 月 27 日行政改革推進会議決定）及び「調達改善の取組の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成 27 年 1 月 26 日行政改革推進会議了承）を踏まえ、総務省（以下「当省」という。）の調達において、透明性・外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達改善に取り組むことを目的とする。

なお、本計画の記載項目は、「令和 8 年度調達改善計画の策定について」（令和 8 年 2 月 3 日内閣官房行政改革・効率化推進事務局通知）に基づくものである。

## II. 調達の現状

### 1 競争性の観点からみた契約の状況

当省の令和 6 年度における調達の全体像は、契約件数が 1,629 件、契約金額が約 1,382 億円の規模となり、令和 5 年度と比較して、契約件数は 67 件の減少、契約金額は 29 億円の増加となった。

当省が令和 6 年度に締結した契約案件を契約種別に分類した結果は表 1 のとおり。

【表 1】令和 6 年度総務省における調達の契約種別 (単位：件、億円)

契約方式		契約件数	割合	契約金額	割合
競争性のある契約	競争契約（注 3）	1,027	63%	882	64%
	最低価格落札方式	664	41%(注 4)	179	13%(注 4)
	うち一般競争契約	664	41%	179	13%
	うち指名競争契約	0	0%	0	0%
	総合評価落札方式	363	22%(注 4)	703	51%(注 4)
	うち一般競争契約	363	22%	703	51%
	うち指名競争契約	0	0	0	0%
	企画競争による随意契約	283	17%	291	21%
	公募による随意契約	93	6%	8	1%
	不落・不調による随意契約	8	0%	15	1%
小 計	1,411	87%	1,196	87%	
競争性のない随意契約		218	13%	186	13%
合 計		1,629	100%	1,382	100%

(注 1) 令和 6 年度末自己評価の「契約種別規模に係る計数」及び「応札状況に係る計数」に基づき分類。

- (注2) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。  
(注3) 競争契約とは、一般競争契約及び指名競争契約をいう。以下、表2、表4及び表5について同じ。  
(注4) 競争契約に占める、最低価格落札方式又は総合評価落札方式の契約件数及び契約金額の割合である。

## 2. 一者応札・応募の状況及び調達経費からみた支出の構造

一者応札・応募については、企画競争による随意契約のほとんどが研究開発委託に係る継続案件であることから、競争契約における一者応札の改善が課題である。

総務省の全ての契約に対し、一般競争契約における一者応札の占める割合について、過去3か年の平均は27%である【表2-1参照】。

また、競争契約における落札方式の内訳を概観すると、最低価格落札方式による場合は、契約件数ベース及び契約金額ベースのいずれでも2者以上の応札が多いのに対し、総合評価落札方式による場合は、契約件数ベース及び契約金額ベースのいずれにおいても一者応札の占める割合が2者以上の応札の割合より大きくなっている【表2-2参照】。

なお、政府全体における契約のうち、一般競争契約における一者応札の状況は、契約件数ベースで令和4年度は22%、令和5年度は23%、令和6年度は23%となっており、当省はやや高めとなっている。

【表2-1】 総務省の契約に対し、競争契約における一者応札（契約件数）の占める割合

令和4年度	令和5年度	令和6年度	3年間の平均
29%	27%	26%	27%

【表2-2】 令和6年度総務省における調達の状況 (単位：件、億円)

	1者		2者以上		合計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
競争契約 (最低価格落札方式)	237	63	427	116	664	179
割合	36%	35%	64%	65%	100%	100%
うち一般競争契約	(237)	(63)	(427)	(116)	(664)	(179)
うち指名競争契約	0	0	0	0	0	0
競争契約 (総合評価落札方式)	188	544	175	159	363	703
割合	52%	77%	48%	23%	100%	100%
うち一般競争契約	(188)	(544)	(175)	(116)	(664)	(179)
うち指名競争契約	0	0	0	0	0	0
企画競争による 随意契約	197	242	86	49	283	291
割合	70%	83%	30%	17%	100%	100%
公募による随意契約	93	8	—	—	93	8

割合	100%	100%	—	—	100%	100%
----	------	------	---	---	------	------

(注1) 令和6年度末自己評価の「応札状況に係る計数」に基づき分類。

(注2) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注3) 企画競争による随意契約の一事応募は、競争的資金等の研究開発等委託に係る継続案件を含む。

(注4) 「公募による随意契約」欄には、『「公共調達適正化について(平成18年財計第2017号)」1.(2)②ホ(イ)及びへ』にある「試験又は講習の実施に係る会場の借上げについて、日時、場所及び収容人員等の諸条件を明らかにしたうえで、公募を行うもの」及び「一定の要件を明示したうえで公募を行い、当該要件を満たす者から申込みがあった場合には、全ての者と契約するもの」(タクシーチケット供給業務等の複数者との契約を前提としているもの)については、計上しないこととする。そのため、表1とは数値が一致しないことがある。

(注5) 公募を実施した結果、複数者からの応募があり競争契約又は企画競争による随意契約に移行した契約については、契約相手方の最終的な選定手続(競争契約又は企画競争による随意契約)により整理し、公募による随意契約として整理はしないこととする。なお、この場合における競争参加者数の区分は、公募後に行った競争契約又は企画競争による随意契約への競争参加者数により整理する。

(注6) 応募者がいないときに特定の1者と契約を行う場合は、公募による随意契約の1者として整理する。

令和6年度の調達経費別の契約状況を概観すると、「調査研究請負」が380件、383億円であり、件数ベースで23%、金額ベースで28%を占める。次に、「研究開発等委託」が253件、296億円であり、件数ベースで16%、金額ベースで21%を占めている。以下情報システム等、調達分野別の状況は表3のとおり。

【表3】令和6年度総務省における調達経費の内訳

(単位：件、億円)

	本省		地方支分部局等		総務省全体	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
調査研究請負	312	330	68	53	380	383
割合	33%	29%	10%	22%	23%	28%
研究開発等委託	236	295	17	1	253	296
割合	25%	26%	3%	0%	16%	21%
情報システム	103	418	91	43	194	461
割合	11%	36%	13%	18%	12%	33%
庁舎管理請負	45	10	163	13	208	23
割合	5%	1%	24%	5%	13%	2%
電力	1	4	9	2	10	6
割合	0%	0%	1%	1%	1%	0%
ガス	1	0	2	0	3	1
割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%
印刷製造請負	9	1	28	32	37	33
割合	1%	0%	4%	14%	2%	2%
広報・イベント運営等請負	50	22	61	12	111	34
割合	5%	2%	9%	5%	7%	2%
その他業務請負等	106	18	141	27	247	45
割合	11%	2%	21%	11%	15%	3%
物品等購入・借入	81	46	104	54	185	100
割合	9%	4%	15%	23%	11%	7%
公共工事等	0	0	1	0	1	0

割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%
合計	944	1,145	685	237	1,629	1,382
割合（総務省全体に対する割合）	58%	83%	42%	17%	—	—

(注1) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 「調査研究請負」とは、「調査」（実態調査、動向調査等の各種調査）、「統計調査」（統計情報の収集整理等）、「研究」（科学技術等の研究に係る分析、解析、実証、実験等）に係るものであって、「研究開発等委託」以外のものを指す。

(注3) 「研究開発等委託」とは、資金配分主体が、広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家による評価に基づいて実施すべき課題と採択して、研究者等に配分する研究開発資金による研究に係るものを指す。

(注4) 「情報システム」とは、情報プラットフォームや基盤システム等の各種情報システムの開発・運用保守・改修等に係るものを指す。

令和6年度の競争契約における調達経費の内訳は、「調査研究請負」が367件、379億円であり、件数ベースで36%、金額ベースで43%を占める。次は件数ベースにおいて「その他業務請負等」が186件、18%を占め、金額ベースでは「情報システム」が326億円、37%を占めている【表4参照】。

【表4】令和6年度総務省における競争契約における調達経費の内訳  
（本省・地方別）

（単位：件、億円）

	本省		地方支分部局等		総務省全体	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
調査研究請負	307	328	60	51	367	379
割合	56%	48%	13%	26%	36%	43%
情報システム	45	303	56	22	101	326
割合	8%	44%	12%	11%	10%	37%
庁舎管理請負	42	10	78	10	120	20
割合	8%	1%	16%	5%	12%	2%
電力	1	4	8	2	9	5
割合	0%	1%	2%	1%	1%	1%
ガス	1	0	2	0	3	1
割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%
印刷・製造請負	9	1	24	27	33	28
割合	2%	0%	5%	14%	3%	3%
広報・イベント運営等請負	30	5	47	3	77	8
割合	5%	1%	10%	2%	7%	1%
その他業務請負等	72	14	114	26	186	40
割合	13%	2%	24%	13%	18%	5%
物品等購入・借入	46	23	84	52	130	76
割合	8%	3%	18%	27%	13%	9%
公共工事等	0	0	1	0	1	0
割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%
合計	553	689	474	193	1,027	882

割合（総務省全体に対する割合）	54%	78%	46%	22%	—	—
-----------------	-----	-----	-----	-----	---	---

(注1) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 表4の欄外の割合は、契約件数・契約金額（本省／総務省全体）及び（地方支分部局等／総務省全体）の割合。

(注3) 研究開発委託費については、全て企画競争によって調達した。

また、令和6年度の一者応札件数425件の経費別の内訳は、件数ベースにおいて「調査研究請負」が192件で45%を占め、金額ベースにおいては「情報システム」が310億円で51%を占める。次は件数ベースにおいて「情報システム」が68件、16%を占め、金額ベースで「調査研究請負」が242億円、40%を占めている【表5参照】。

【表5】令和6年度総務省における競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳

（本省・地方別）

（単位：件、億円）

経費\契約状況	本省		地方支分部局等		総務省全体	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
調査研究請負	163	196	29	46	192	242
割合	64%	39%	17%	46%	45%	40%
情報システム	27	292	41	18	68	310
割合	11%	57%	24%	18%	16%	51%
庁舎管理請負	11	2	28	2	39	4
割合	4%	0%	16%	2%	9%	1%
電力	0	0	3	1	3	1
割合	0%	0%	2%	1%	1%	0%
ガス	0	0	0	0	0	0
割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%
印刷・製造請負	1	0	1	0	2	0
割合	0%	0%	1%	0%	0%	0%
広報・イベント運営等請負	5	2	4	1	9	3
割合	2%	0%	2%	1%	2%	0%
その他業務請負等	31	4	35	17	66	21
割合	12%	1%	21%	17%	16%	3%
物品等購入・借入	17	12	29	15	46	28
割合	7%	2%	17%	15%	11%	5%
公共工事等	0	0	0	0	0	0
割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%
合計	255	509	170	99	425	608
割合（総務省全体に対する割合）	60%	84%	40%	16%	—	—

(注1) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 研究開発委託費については、全て企画競争によって調達した。

### Ⅲ. 取組内容

様式1及び2のとおり。

### Ⅳ. 自己評価の実施方法

年度終了後、本計画の実施状況（実施した取組内容及びその効果、目標の達成状況、実施において明らかになった課題等）について自己評価を行い、その結果をホームページにおいて公表する。

また、上半期（令和8年4月～9月）終了後に、本計画の実施状況について従来の上半期自己評価の実施内容を基本とした自主点検を行い、自己評価及び自主点検の結果は、その後の調達改善計画の実施や策定に反映する。

### Ⅴ. 推進体制等

#### 1. 推進体制

総務省における調達改善計画は、統括責任者である官房長の下、官房会計課により推進する。

また、調達要求部局は固有の課題の改善を図るとともに、官房会計課は調達要求部局担当者との連携を密にし、課題の共有、効果が得られた取組の展開を図る等取組の実効性を確保する。

#### 2. 外部有識者や内部監査等の活用

調達に関する問題点（調達の結果得られた成果を含む。）の抽出、計画に係る取組に関する監視、指導、助言等の観点から、総務省契約監視会における外部有識者の意見を求める。調達の透明性の確保、契約金額の低廉化、さらには費用対効果の向上を図ること等による調達改善を進めるとともに、内部監査を通じて一者応札の改善等の調達改善の取組を確認、検証等を行う。

### Ⅵ. その他

計画に関する指針の改定が行われた場合や進捗状況等を踏まえ計画を修正することが適切であると判断される場合には、必要に応じて所要の見直しを行うものとする。

重点的な取組、共通的な取組

令和8年度の調達改善計画								
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度※1	取組の開始年度	取組の目標	
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期
○		1 調達改善に向けた審査・管理の充実 (一者応札改善のための取組)	<p>【入札前の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様内容の充実を図る。</li> <li>・前回入札時において一者応札であった場合は、入札後に実施するアンケート結果を踏まえ、調達要求部局は一者応札改善策を作成し、契約担当部局による事前審査を経た上で実施する。</li> <li>・公告期間を十分に確保する。</li> <li>・複数者が入札へ参加できるよう、準備期間及び執行期間の確保に努めるとともに、早期契約締結を推進する。</li> <li>・過去の一定期間の入札において継続して一者応札である調達案件については、契約担当部局は調達担当部局に対し当該案件を事前に周知し、次回調達時での改善を指導する。</li> </ul> <p>【入札後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・結果として一者応札となった調達について、契約担当部局は入札不参加者へのアンケート調査を実施する。</li> <li>・契約担当部局は一者応札案件の要因分析及びアンケート結果の集約を行い、これを調達要求部局・契約担当部局双方で情報を共有する。また、調達要求部局はアンケート結果を踏まえた上で、次回調達における改善策を検討する。</li> </ul> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調達分野別の取組として、特に「調査研究請負経費」に係る一者応札の改善に努める。</li> <li>・一者応札が改善された事例について本省でとりまとめ、有用な事例については省内で共有を図る。あわせて他府省における改善事例等も省内で共有を図る。</li> </ul>	競争性をより一層確保すること等により、調達の透明性、契約金額の低廉化を図る必要があるため。	A	H24: 本省 H29: 地方	一者応札率が前々年度から過去3か年の平均を下回ることを目標とする。 令和4年度から令和6年度の平均値: 27%	年度末
	○	2 調達改善に向けた審査・管理の充実	一者応札となった調達事例について、総務省契約監視会において外部有識者の意見等を求め、調達要求部局、契約担当部局で共有する。また、事例に限定されない意見等については全部局で共有することにより、今後の調達改善策に活用する。		A	H30: 本省・地方	外部有識者の意見等について情報共有を図り、調達改善の取組の定着化を図る。	年度末
			電力調達における再生可能エネルギー比率目標に留意した入札参加要件の緩和や競争性を確保するための実勢価格等の情報収集を行い、複数の事業者が応札できるよう仕様内容を検討する。		A	-	再生可能エネルギー比率目標等環境に配慮し、複数の事業者から実勢価格等を事前にヒアリングを実施し、仕様内容や入札要件等の見直しを行い、事業者に声掛けを行う。	年度末
			中小企業やスタートアップ企業等に留意した入札参加要件の緩和等を行い、入札参加業者の増加に努める。		A	-	中小企業やスタートアップ等の入札参加機会を拡大する。	年度末
			不落・不調となった案件について要因を分析し、要因に応じた対応策を検討・実施する。		A	R8: 本省・地方	要因の分析・対応策の検討等の取組内容を省内で共有することで不落・不調の防止に努める。	年度末
	○	3 調達事務のデジタル化の推進	<p>①「契約手続における押印等の見直しについて」(令和2年12月24日付総官会第3675号)に基づき、契約手続(入札・契約)における電子調達システムの利用徹底及び契約関係書類(入札・契約手続関係)の押印省略(電子メールによる提出)等を行う。</p> <p>②事業者等の入札・契約手続における電子調達システムの更なる利用促進を図るため、紙での入札や契約を希望する事業者に対しては、電子入札・電子契約に対応できない理由、電子調達システムの利用可能用途等の確認を行う。</p> <p>③調達ポータル上の「少額物品調達業務」の利用促進を図ることにより、電子調達の取組を推進する。</p>		A	R4: 本省・地方	全調達部局において電子調達システムを活用する。 また、前々年度の電子入札率・電子契約率を上回ることを目標とする。 令和6年度 電子入札率: 83.3% 電子契約率: 62.4%	年度末
					A	R8: 本省・地方	調達ポータルの機能を活用した電子調達に努める。	年度末

●電子入札率、電子契約率の定義は下記のとおりとする(「政府調達(公共事業を除く)手続の電子化推進省庁連絡会議専門部会(第63回)及びシステム設計WG(第84回会合)」(令和7年10月30日デジタル庁)。  
 電子入札率=電子入札実施案件数÷開札案件数  
 ・電子入札実施案件数:開札された入札案件のうち、電子入札を行った民側利用者が少なくとも1社存在する開札案件数。(随意契約は含まず。)  
 ・開札案件数:調達実施申請が完了し、入札対象となった案件のうち、電子調達システムにおいて開札が執行された案件数。(随意契約は含まず。)  
 電子契約率(入札案件)=(電子契約案件数(入札案件)+請書省略案件数(入札案件))÷開札案件数  
 ・電子契約案件数(入札案件):契約確定件数のうち、「契約書」または「請書」を、「電子」で実施した案件数。(随意契約は含まず。)  
 ・請書省略案件数(入札案件):契約確定件数のうち、「請書省略」とした案件数。(随意契約は含まず。)  
 電子契約率(全案件)=(電子契約案件数+請書省略案件数+少額物品調達案件数)÷(調達実施申請件数+少額物品調達案件数)  
 ・請書省略案件数:契約確定件数のうち、「請書省略」とした案件数。  
 ・少額物品調達案件数:少額物品調達業務において契約締結済となった案件数。  
 ・調達実施申請件数:調達実施案件登録で調達実施申請案件を作成し、決裁まで完了した案件数。(一時保存状態の案件数は含まず。)  
 ※電子契約率(全案件)は、電子調達システムに登録せず、入札から契約までが紙のみで完了する案件は対象外であり、GEPS(少額物品調達業務も含む)を用いて契約した案件が対象である。  
 ※年度をまたいで入札・契約が行われる案件がある際に、電子入札率・電子契約率が100%を超える場合がある。(例:3月に入札公示、4月に開札の案件)

※1 難易度

A+:効果的な取組  
 A:発展的な取組  
 B:標準的な取組

## その他の取組

調達改善計画	
具体的な取組内容	新規 継続 区分
① 競争性のない随意契約の検証 競争性のない随意契約によらざるを得ない案件については、契約担当部局において事前審査を行うとともに、総務省契約監視会における審査対象の抽出項目に選定し、外部有識者による事後検証を行う。	継続
② 調達担当職員の能力向上 ・契約事務・会計事務について、必要な研修を実施する。 ・担当者向けマニュアルの更新や調達改善の取組に係る情報を周知し、担当職員の意識醸成を図る。	継続
③ 契約における再委託等承認手続の徹底 契約担当部局は、事業者に対する契約締結時における再委託等の申請・承認手続の説明を徹底するとともに、事業者から再委託等の予定を聴取し、調達要求部局と情報を共有する。また、調達要求部局は、事業者に対して承認申請の提出を徹底させる。	継続